

議事日程 (第4号)

平成25年 3月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第22号議案 平成25年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 第23号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第24号議案 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第25号議案 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第26号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第27号議案 平成25年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第28号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第29号議案 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第30号議案 平成25年度中間市水道事業会計予算
- 日程第10 第31号議案 平成25年度中間市病院事業会計予算
- (日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例  
第 1 号
- (日程第11 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診  
第 1 号 断・治療の推進を求める意見書
- 日程第13 意見書案 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書  
第 2 号
- (日程第12～日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 垂直離着陸機オスプレイ (MV22、CV22) の配備を  
第 3 号 やめ、また新たな配備の中止を求める意見書
- (日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期  
第 4 号 具体化等を求める意見書
- (日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 生活保護基準の引き下げに反対し、国の責任強化を求める  
第 5 号 意見書

日程第 17 意見書案 住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書  
第 6 号

(日程第 16～日程第 17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 18 議会運営委員会委員の選任

日程第 19 常任委員会委員の選任

日程第 20 会議録署名議員の指名

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員 (19名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 宮下 寛君   | 2 番 青木 孝子君  |
| 3 番 田口 澄雄君  | 4 番 佐々木晴一君  |
| 5 番 植本 種實君  | 6 番 中野 勝寛君  |
| 7 番 片岡 誠二君  | 8 番 堀田 英雄君  |
| 9 番 山本 慎悟君  | 10 番 掛田るみ子君 |
| 11 番 草場 満彦君 | 12 番 中尾 淳子君 |
| 13 番 安田 明美君 | 14 番 藤本 利彦君 |
| 15 番 原田 隆博君 | 16 番 古野 嘉久君 |
| 17 番 下川 俊秀君 | 18 番 米満 一彦君 |
| 19 番 井上 太一君 |             |

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 欠 員 (なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

|                   |        |            |        |
|-------------------|--------|------------|--------|
| 市長 ……………          | 松下 俊男君 | 副市長 ……………  | 行徳 幸弘君 |
| 教育長 ……………         | 増田 俊明君 | 総務部長 …………… | 白尾 啓介君 |
| 市民部長 ……………        | 成光 嘉明君 | 保健福祉部長 ……  | 白橋 宏君  |
| 建設産業部長 ……         | 後藤 哲治君 | 教育部長 …………… | 松尾 壮吾君 |
| 上下水道局長 ……         | 永野 博之君 | 市立病院事務長 …  | 三島 秀信君 |
| 消防長 ……………         | 安田光太郎君 | 総務課長 …………… | 園田 孝君  |
| 企画政策課長 ……         | 藤崎 幹彦君 | 財政課長 …………… | 高橋 洋君  |
| 安全安心まちづくり課長 …………… |        |            | 柴田精一郎君 |

|            |            |                  |
|------------|------------|------------------|
| 人権男女共同参画課長 | ……………      | 古賀 敬英君           |
| 介護保険課長     | …… 山本 信弘君  | 土木管理課長 …… 井手 和文君 |
| 都市整備課長     | …… 間野多喜治君  | 産業振興課長 …… 小南 敏夫君 |
| 下水道課長      | ……… 中嶋 秀喜君 | 営業課長 …… 久野 裕彦君   |
| 市立病院課長     | …… 芳野 文昭君  |                  |

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 事務局長 | 小田 清人君 | 次 長 | 西村 拓生君 |
| 書記   | 岡 和訓君  | 書記  | 森 研二君  |

---

午前10時00分開議

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

本年度の特別交付税が、3月22日に決定されましたので、ご報告を申し上げます。

本年度における特別交付税の額は8億5,025万円で、昨年度と比較いたしますと1,370万円、率にいたしまして、1.6%の増額、また、予算額と比較いたしましても、1億495万円の増額となっております。

昨年の九州北部豪雨や今冬、ことしの冬の豪雪に伴う除雪・排雪経費など、多額の財政需要が生じた自治体が多かった中で、交付額が増額となりましたことは、子育て支援事業や地域活性化などに積極的に取り組んでいる本市といたしましても、非常に心強いものとなっております。今後も、効率的な財政運営を引き続き推進していくことを申し上げます。特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

---

日程第 1. 第22号議案

日程第 2. 第23号議案

日程第 3. 第24号議案

日程第 4. 第25号議案

日程第 5. 第26号議案

日程第 6. 第27号議案

日程第 7. 第28号議案

日程第 8. 第29号議案

日程第 9. 第30号議案

日程第10. 第31号議案

○議長（片岡 誠二君）

これより、日程第1、第22号議案から、日程第10、第31号議案までの各会計新年度予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分並びに第27号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案平成25年度中間市一般会計予算について申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度と比較しますと3億9,190万円の増額、率にして2.4%増の歳入歳出それぞれ168億9,600万円となっております。

では、当委員会所管部分について申し上げます。

まず、歳入の主なものは、地方交付税につきましては、地方財政対策においては、前年度に比べ2.2%の減額となっており、また地方公務員給与の削減についての算定基準が適用され、普通交付税においては、前年度交付基準額に比べ、1億1,230万円減額の46億2,620万円が計上されております。

基金繰入金につきましては、前年度に比べ3,100万円減額の3億3,010万円で、市債につきましては、地方交付税の補完財源である臨時財政対策債を含めまして、前年度と比べ8,240万円増額の10億4,620万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、議会費におきましては、市議会議員の年金制度が廃止されたことに伴い、経過措置としての給付に要する費用の財源は、関係法令に基づき、各地方公共団体が負担することとされていることから、その費用として4,750万円が計上されております。

総務費におきましては、市民協働の推進、協働型社会の実現に向けて、中間西小学校区にまちづくり協議会を設立する経費として、410万円が計上されております。

また、25年度に実施が予定されております参議院議員通常選挙に要する経費として1,410万円、市長選挙に要する経費として1,170万円が計上されております。

教育費におきましては、中学校給食の実施に向けて、小学校給食施設などの改修に伴う実施設計委託料として、小中学校合わせて660万円が計上されております。

また、小学校低学年において、35人学級を実施するため、職員を増員するための費用や小中学校全校に特別支援教育支援員を配置するための費用が計上されております。

九州・山口の近代化産業遺産群の世界遺産登録推進に要する経費といたしましては、世界遺産推進協議会負担金や啓発パンフレットなどの費用として1,120万円が計上されております。

また、国技であります相撲により子どもたちの健全育成を図り、さらに、大会等の誘致で、活気に満ちたまちづくりを行うための相撲道場整備事業として4,980万円が計上されております。

委員から、中間市民の相撲人口についての質疑があり、執行部から、正確な相撲人口の把握はしていませんが、中間北中学校では、武道の授業で相撲を行っていますとの答弁がありました。

なお、本案に対しては、委員から修正案が提出されました。修正案の内容は、歳出では、教育費の保健体育費のうち、相撲道場に要する経費4,980万円を減額し、歳入では、市債のうち相撲道場整備事業3,440万円、諸収入のうち相撲道場整備事業助成金1,500万円、繰入金のうち財政調整基金繰入金40万円をそれぞれ減額するものです。

修正案提出者の趣旨説明において、相撲道場整備事業は、具体的な事業計画、将来展望が全く見えてこない。本市の相撲人口は不明で、中学校では相撲の授業はあっても、部活動はありません。体育協会からの要望書が出ているとのことですが、市民に相撲道場建設の機運の高まりも感じられません。

また、この予算は、2月18日に開催された臨時教育委員会において、教育委員5名のうち4名の反対で、否決されており、教育委員会の同意が得られないような事業を押し通そうとする市長の姿勢には、不信感を覚えます。よって、相撲道場整備事業の経費を減額修正するものですとの説明がありました。

討論において、委員から、相撲道場の建設は、教育委員会で否決されており、事前の調査も全くないまま、市長の独断で提出されたもので、賛成できないとの意見がありました。

採決いたしました結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきと決しました。

次に、修正部分を除く部分については、採決いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、第27号議案平成25年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について申し上げます。

本年度の新たな事業用地の取得の予定はなく、予算の総額は、前年度と同額の歳入歳出それぞれ679万円となっております。

歳入といたしましては、一般会計からの繰入金669万円、市債10万円が計上されております。

歳出といたしましては、借入金の元金と利子を合わせた償還金669万円、公有財産購入費10万円が計上されております。

採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第23号議案、第24号議案、第28号議案、第29号議案、第31号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案平成25年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、市民部の歳入の主なものといたしまして、歳入予算の根幹であります市税収入が、前年度に比べ1,510万円増額の38億8,320万円となっております。

その主な内訳といたしましては、個人市民税1,630万円、法人市民税1,300万円、市たばこ税2,910万円が増額となっており、固定資産の評価替え及び時点修正によりまして、固定資産税と都市計画税を合わせた4,590万円が減額となっております。

また、保健福祉部の主なものといたしましては、民生費負担金1億5,420万円、国庫負担金32億9,990万円、国庫補助金1億4,760万円、県負担金6億6,390万円、県補助金2億2,480万円となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、2款総務費のうち、諸費として納め過ぎの過年度分市税を還付する市税過年度還付金1,400万円、賦課徴収費として評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務委託料1,190万円が計上されております。

次に、3款民生費の社会福祉費では、障害者福祉費として、障害者自立支援医療費及び福祉サービス給付費などの扶助費として7億5,000万円、老人福祉費として、後期高齢者療養給付費負担金6億2,890万円、地域介護福祉空間整備事業補助金1億900万円、乳幼児児童医療費として1億1,330万円、重度心身障害者医療費として1億5,190万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、児童措置費として扶助費が16億8,510万円で、新たに、子育て支援をするための子育て支援センター雨漏り改修工事費に870万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として27億6,380万円で、主なものは、医療扶助費として15億8,310万円が計上されております。

次に、4款衛生費の保健衛生費では、資源回収団体奨励金1,000万円、火葬場運営に要する経費4,470万円、清掃費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合への負担金として、じん芥処理に要する経費5億6,600万円、し尿処理に要する経費1億1,500万円、広域組合事務に要する経費5,770万円が計上されております。

委員より、親子ひろばの児童デイサービス利用者負担については、障がい児家庭の利用者に負担を課すべきではないとの意見が出されました。

次に、第23号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億5,380万円で、前年度に比べ6億5,550万円の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、国民健康保険税9億960万円、国庫支出金15億7,690万円、療養給付費交付金4億3,150万円、前期高齢者交付金16億4,120万円、共同事業交付金7億5,130万円、諸収入のうち、歳入欠かん補填収入2億830万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、保険給付費４４億５，３７０万円、後期高齢者支援金６億６，７１０万円、介護納付金２億５，４３０万円、共同事業拠出金７億４，２３０万円が計上されております。

次に、第２４号議案平成２５年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ３９０万円で、前年度に比べ９０万円の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、１款県支出金として、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金２９０万円、２款諸収入として貸付金元利収入１００万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費として、職員人件費２９０万円、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料２０万円が計上されております。

次に、第２８号議案平成２５年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ４３億７，７３０万円で、内訳といたしまして、保険事業勘定４３億３，８４０万円、介護サービス事業勘定３，８８０万円となっております。前年度に比べ、１億５，２５０万円の増額となっております。これは、高齢化率の上昇に伴い、サービス利用量の増加によるものとの説明がありました。このうち、保険事業勘定につきまして、まず、歳入の主なものは、６５歳以上の第１号被保険者の保険料として介護保険料７億５，２７０万円、国庫支出金９億７，３６０万円、４０歳以上６５歳未満の第２号被保険者の保険料として、支払基金交付金１１億９，８９０万円、県支出金６億１，５００万円、一般会計や介護給付費、地域支援事業費等からの繰入金７億９，０３０万円が計上されております。

次に、保険事業勘定の歳出の主なものは、職員人件費などを含む総務費１億３，０９０万円、さまざまな介護サービスなどに要する経費である保険給付費４１億１，０５０万円、高齢者の方の生活を地域で総合的に支援するための経費である地域支援事業費９，６００万円が計上されております。

また、介護予防サービス事業勘定につきまして、まず、歳入の主なものは、予防給付費収入３，８８０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、居宅介護支援事業費３，８８０万円が計上されております。

委員より、中間市独自の介護保険料の減免をしたことは評価できるが、保険料滞納者の利用制限や生活援助時間の短縮、また、特養ホームの１施設当たりの入居待機の現状など、改善すべきであるとの意見が出されております。

次に、第２９号議案平成２５年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億２，７４０万円で、前年度に比べ、１，９９０万円

の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料５億７，２９０万円、一般会計等からの繰入金１億５，３９０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金７億２，２８０万円が計上されております。なお、被保険者数は７，０４５人となっております。

次に、第３１号議案平成２５年度中間市病院事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収支では、医業収益と医業外収益及び特別収益を合わせた病院事業収益は、２０億２，６９０万円で、前年度に比べ１，８１０万円の増収が見込まれております。

医業収益の主なものは、入院収益が７億４，５５０万円、外来収益が１０億９，４４０万円で、患者数については、入院では、年間２万６，２８０人、１日平均７２人、外来では、年間７万２，０８６人、１日平均２６６人が見込まれております。病院事業費用は２０億１，８３０万円で、前年度に比べ、１，３３０万円の増額となっております。

資本的収支では、資本的収入の１億４，４３０万円に対し、資本的支出が１億７，５７０万円となっております。歳入不足額３，１００万円については、損益勘定留保資金で全額を補填するとのことです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第２４号議案、第３１号議案は全員賛成で、第２２号議案、第２３号議案、第２８号議案、第２９号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、草場満彦産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第２２号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第２５号議案、第２６号議案及び第３０号議案の新年度予算４件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第２２号議案平成２５年度中間市一般会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業、都市公園安心・安全対策緊急総合支援事業などに伴う社会資本整備総合交付金として１億６，６４０万円、緊急地域雇用創出事業交付金として１，１１０万円、市有地売却による不動産売払収入として２，９５０万円、中間市中小企業融資制度に伴う金融機関預託金として３，０００万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、財産管理費では、市有地管理に要する経費として１，７６０万円、交通安全対策特別交付金事業に要する経費として２，９１０万円が計上されております。

衛生費では、合併処理浄化槽設置推進に要する経費として、４１０万円が計上されております。

労働費では、失業者、離職者の雇用確保を図るための緊急雇用対策事業として、１，０１０万円が計上されております。

農林水産業費では、農業共済事業費負担金として１，３５０万円、山田川水利組合負担金として７００万円、農村環境整備事業を活用した中底井野地区の用水路改良工事費として、１，３２０万円が計上されております。

商工費では、本年度も、地域経済活性化対策として、プレミアム付商品券を助成するための経費として１，１２０万円、筑前中間まつり補助金として１，２６０万円が計上されております。

土木費では、市内道路の維持補修に要する経費として５，９００万円、社会資本整備総合交付金を活用した道路新設改良事業費として、２億８，６２０万円、仮屋大膳橋線街路事業地元負担金として２，７５０万円、また垣生公園のバリアフリー化工事、屋島公園の施設改築工事など、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業として７，３６０万円が計上されております。

消防費では、高規格救急自動車購入費として３，２３０万円、平成２８年度の消防無線デジタル化に対応するための、消防救急無線デジタル化事業実施設計等委託料として６５０万円、石油立地対策等交付金により所轄活動無線機購入費として４４０万円、また、消防団員の安全装備の充実を図るため、防火服の購入費として１００万円が計上されております。

討論において、委員から、社会資本整備総合交付金により、数多くの事業が前倒しで予算化されておりますが、急ぐ必要のない御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業については反対しますとの意見がありました。

次に、第２５号議案平成２５年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として７，７６０万円、一般会計からの繰入金７１０万円が計上されております。

歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料として５，４４０万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費として１，９９０万円が計上されております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ８，４８１万円とするものであります。

次に、第２６号議案平成２５年度中間市公共下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料として３億５，５００万円、下水道受益者負担金８，７５０万円、一般会計からの繰入金５億７，２４０万円、公共下水道事業費国庫補助金５億３，７５０万円、公共下水道事業債として６億５，５６０万円が計上されております。

歳出の主なものは、受益者負担金一括納付の報償費として1,530万円、流域下水道処理負担金2億7,600万円、砂山幹線ほか25地区の管渠築造工事費として9億7,000万円、垣生地区ほか7地区の実施設計業務委託料1億1,000万円、ガスパ及び水道管移設補償費として8,000万円、下水道事業債に係わる公債費の元金、利子償還金として6億6,160万円が計上されております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,810万円とするものであります。

なお、24年度における公共下水道普及率は約64%となり、地域下水道を含むと74%になる見込みであります。

最後に、第30号議案平成25年度中間市水道事業会計予算につきまして申し上げます。

本年度の給水戸数は、中間市、遠賀町合わせて2万7,510戸を予定をし、年間総配水量を726万立方メートル、年間有収水量を648万立方メートルと見込んでおります。

水道事業収益は、10億7,280万円が計上され、その主なものは、営業収益として水道使用料9億7,990万円が計上されております。また、営業外収益として下水道工事に伴う配水管移設工事の補償費3,500万円、下水道事務受託収益2,680万円が計上されております。

水道事業費用では、10億5,330万円が計上され、営業費用の主なものは、人件費、浄水用薬品費、減価償却費などに9億310万円が計上されております。また、営業外費用では、企業債の借入金利息や下水道工事に伴う配水管移設工事費として1億4,780万円が計上されております。その結果、平成25年度は消費税を含め、1,950万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収支では、資本的収入1億7,765万円に対し、資本的支出5億8,614万円が計上され、収入不足額4億849万円は、当年度分損益勘定留保資金等により全額補填を予定をしております。

本年度の建設改良事業は、3億1,050万円が計上されており、中間、遠賀地区合わせて20件の配水管布設工事が予定されております。

討論において委員から、浄水場の運転業務について、休日、夜間の業務が委託という形で行われているが、こうした人件費削減だけを考えた委託は、行政が行うべきではないとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。最後に、それぞれ採決した結果、第22号議案、第30号議案は賛成多数で、第25号議案、第26号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（片岡 誠二君）

これより、質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（片岡 誠二君）**

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、佐々木晴一君。

**○議員（４番 佐々木晴一君）**

おはようございます。中間クラブの佐々木晴一でございます。中間クラブを代表しまして、第２２号議案平成２５年度中間市一般会計予算の修正案に対する反対討論をさせていただきます。

そもそも、宿泊施設を伴った相撲道場の市長提案は、福岡市も、北九州市も持っていない唐突な提案でありました。しかし、相撲は日本の国技として、柔道、剣道と並ぶ代表的な日本のスポーツです。中間市には、柔道、剣道の施設として天道館がありますが、相撲をする公共施設もあっていいのではないのでしょうか。だからといって、宿泊施設まで要るかといえば、甚だ疑問が残るところであります。

掛田議員より、今回、相撲道場の予算を全く認めない、第２２号議案に対する修正案が出ていますが、宿泊施設はともかく、相撲場まで認めないゼロ査定もまた、根拠のない要望であります。減額の修正案なら私も同感ですが、全く認めないというのは極端ではないのでしょうか。

現に、中間市にある希望が丘高校の相撲部の輝かしい実績は市民誰もが認めるところであります。役所は街の発展のために、何らかの施策を講じなくてはなりません。まちおこしの施策として、希望が丘高校が頑張ってる相撲にその施策を向けても、別に不思議ではありません。あくまでも、宿泊施設が要るか否か別問題としてでございますが。

相撲道場の予算案提出においても、それを全く認めない修正議案においても、どちらも根拠がなさすぎます。市民の要望の声等を集めた根拠等を、どちらも添えられていないのが残念でなりません。

また、かつて、平成１６年１２月議会において行った北九州市との合併において無記名投票の採決をとったために、後々まで禍根を残し、白票を出したのは誰かと推測の中であらぬ噂を立てられ、掛田議員も、当時の議員の一人として、痛い思いを私同様、（「あ、佐々木議員」の声あり）しているはずでございます。

**○議長（片岡 誠二君）**

佐々木議員、ちょっといいですか。採決につきましては、議会運営委員会で決まったことですから、発言はもうやめてください。それにつきましてはやめてください。

**○議員（４番 佐々木晴一君）**

わかりました。はい。では、この修正案に対する反対討論を以上で終わります。

次に、第２２号議案平成２５年度中間市一般会計予算に対する賛成討論をさせていただきます。

行財政改革を選挙公約に挙げている松下市長にとって、財政再建こそ至上命題のはずです。であるならば、不要不急の公共工事こそ、今は控えるべきであります。御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業は、私は、あるに越したことはないと思いますが、今は急いでやる事業ではないと思います。

次に、国が職員互助会に対する公費支出を控えるように、通達が既に来ているはずですが。一般会計においても636万円、特別会計まで合わせると実に939万円もの職員厚生会に対する公費支出は、早くやめるべきであります。

持ち家職員に対する月2,500円の手当も、国は既に止めているにもかかわらず、中間市においては、来年度予算の中に住居手当等として上がっています。早く止めていただきたいと思います。

中央公民館の清掃委託料543万円は高すぎます。職員が清掃する等、あるいは市民の皆様にご協力をお願いする等をして、経費削減をしていただきたいと思います。

最後に、相撲道場の件ですが、当初、その敷地300坪を2,000万円で買う予定でしたが、初年度は賃貸にするとのこと、そのことにより、2,000万円の土地購入費が浮きました。建物に対してはt o t oの補助金1,500万円があるとはいえ、残る1,500万円は単費になります。宿泊施設が本当に必要なのか、改めて再考することを求めます。多目的ホールにしたほうが使い勝手がいいのではないのでしょうか。規模及び間取りの再考をここに強く求めます。

以上のことを意見をしまして、第22号議案に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**○議長（片岡 誠二君）**

はい、ほかに討論はありませんか。はい、田口澄雄君。

**○議員（3番 田口 澄雄君）**

第22号議案平成25年度一般会計予算に対する修正案に対する賛成意見を申し述べます。

今回の予算計上は、教育委員の審議の中で否決をされたものです。しかも、市民の利用意向などの事前調査も全くないまま、今後の建屋や責任母体の運営管理も、建ててから考えるという総合政策委員会での答弁もあっています。全く拙速というほかありません。そして、市長の独断で提出されたものであり、全く賛成するわけにはまいりません。

また、宿泊を伴う施設も、川西地域にはあって川東地域にないからなどとの理由も我が市の財政状況を全く無視した暴挙としか言いようがありません。

コミュニティバスの運行問題や市立病院の建て替え問題、水道施設等のインフラ整備の問題や国民健康保険の大赤字の解消など、我が市が財政的に抱えている今後の問題は、枚挙にいとまがありません。こんなときに、将来の子どもたちの健全育成などとのあいまいな理由での多額の工事費を使つての相撲道場建設には反対です。

以上により、第22号議案平成25年度中間市一般会計予算に対する修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、ほかに討論はありませんか。はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

第22号議案平成25年度中間市一般会計予算に対する討論を行います。

3億5,000万円にも及ぶ社会資本整備総合交付金を利用した公共事業が予算化をされています。これは、安倍政権による国土強靱化政策に基づくもので、公共事業の大盤振る舞いがされています。

デフレ脱却を唱えるアベノミクスの3本の矢の具体策として打ち出された日本経済再生に向けた緊急経済対策では、国の支出、10.3兆円の半分近くを公共事業に振り向け、さらに、閣議決定した2012年度補正予算の13.1兆円のうち、公共事業関連費用が4.7兆円を占め、公共事業の予算が10兆円近くに膨らんでいます。しかし、この政策は消費税増税を当て込んだものであることは明らかです。そして、それは、国民の生活を直撃することは必至であります。

このような国の政策を利用した安易な公共事業の予算化は、慎重を期すべきものであるし、不要不急の事業は行うべきではありません。御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業に約1億4,000万円に上る予算が計上されています。景気が高揚している場合であるならばともかく、不急の事業として今日の事業では認めることができません。

次に、中間市職員の人事評価制度の問題です。今のところは、管理職に特化していますが、人事院の勧告を考えると、いずれは、全職員を対象とした施策になりかねません。公務の、業務上の性格を考えると、このようなチームワークを破壊する制度の継続進行は逆効果を生み出すのではないかと。特に、当市の場合は、近年不祥事が多発しています。この背景に職員同士の連携やチームワークの希薄性があると思われます。市民の奉仕者として、一人一人の能力向上と職場の連携を統一的に図る業務遂行が求められているのではないのでしょうか。最終的には、管理職の判断一つ、職員を無理やり五分位にはめ込むような制度の導入は中止すべきであります。

次に、庁舎の管理の問題です。庁舎宿直業務を現在の人員をさらに減らして1名で対応するようですが、近年、公共施設を専門に狙った事件が横行しています。幾ら連携を密にするからといっても、いざというときに1人では対処できない非常事態も起こりかねません。これまで、何も事故がなかったからでは、危機管理の欠如を示すものであります。複数体制を求めます。

次に、学校給食の問題です。食育や児童の健康上の問題を考えると、民間委託は学校給食本来の目的と方向性を異にしています。当面は、今までの直営で積み上げてきた実績や、

堅持してきた内容で対応するようですが、将来的には変化していく可能性があります。学校給食施設の非常時の対応まで考えると、学校給食の直営堅持こそ自治体として守るべき宝ではないでしょうか。

次に、就学援助の問題です。生活保護の基準額の切り下げがなされようとしています。その結果、生活保護を受けていない方々が利用する就学援助の基準も切り下げられ、このままでは、該当しない世帯も生じることが危惧されます。今までと所得が変わらないのに、他の制度の変更によって不利益をこうむる事態は避けるべきであります。不利益にならないよう考慮するという担当部の姿勢を評価するものです。ぜひ、この姿勢を貫くことを執行部に求めるものです。

30号議案、水道事業において、夜間作業並びに休祭日の作業に民間委託が継続をされています。人件費削減のみを目的としたこのような委託は、働くことに差別を持ち込むものであり、到底認められるものではありません。直ちに、正規職員による業務に戻すべきであります。

最後に、執行部の行政運営の問題です。相撲道場の建設は、委員会においては、否決をされました。共産党議員団は相撲道場が不要なものだとは考えていません。が、今すぐ必要なものではなく、急ぐことはないと考えております。

市民にとって、今すぐにでも必要なものは何か、何が求められているのか、それは、コミュニティバスの運行ではありませんか。

市長はこれまで、各地域の公民館に出かけ、住民の皆さんから切望されて、十分に理解しているところではないでしょうか。にもかかわらず、コミュニティバス運行への動きが見えてこない。それどころか、5,000万円を使って相撲道場の建設、これでは市民の怒りは爆発しますよ。

今年度に予定をしている建設事業の財源に、元金臨時交付金を充てることで、その分、一般財源を浮かせることができるはずですが、コミュニティバス実現にはさまざまな困難な事情があると思いますが、市民と力を合わせて、これを乗り越えていく立場に立ち、7月までには法定協議会を立ち上げることを求めるものであります。

次に、もう一つ落としておりましたので、述べさせていただきます。

生活支援課では、生活扶助費国庫負担金として20億6,615万7,000円が計上されています。

政府は、生活保護費の扶助基準を3年間で670億円削減することを決めました。保護基準の引き下げは、96%の世帯に影響し、多人数の世帯、子育て世代で減額幅が大きくなります。2013年度の基準改定は、8月からとしています。

生活保護基準は、就学援助を初めとする低所得者への施策や最低賃金、住民税の非課税限度額の根拠となっており、保育料など福祉や医療サービスの負担金など、市民生活に大きな影響を与えるものです。今回の引き下げは、国民には生存権があり、国家には生活保

障の義務があるという、憲法25条に反するものです。

親子ひろばリンクの児童デイサービスの利用負担1,071万4,000円が計上されていますが、障がい児家庭に利用料負担を課すべきではありません。

人権男女共同参画課では、正職員6人、再任用1人、嘱託1名の体制ですが、業務内容から見ても多すぎるので見直すべきであります。

また、高齢者や障がい者のデイサービスを実施するに当たり、当面は地区住民を対象にしていますが、地区住民への特別扱いはやめ、誰でも利用できるものにすべきであります。

公立保育所は、市が直接保育現場を持ち、得られるノウハウを市内の全ての子どもの施策として還元するための施設であり、民間化すべきではありません。さくら保育園は地域の小・中学校とのネットワークを広げ、地域の子育てに貢献しています。また、公立保育所だからこそ、先んじて病児・病後児保育も実施をしているということでもあります。

以上の反対討論を終わらせていただきます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

はい、ほか、ございませんか。はい、青木孝子さん。

#### ○議員（2番 青木 孝子君）

特別会計のうち、第23号議案国民健康保険事業予算、第28号議案介護保険事業予算、第29号議案後期高齢者医療特別会計予算については、反対討論を、第31号議案中間市病院事業会計については、意見を付しての賛成討論をいたします。

まず、第23号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業予算についてですが、国保は、市民から集めた国保税と国、自治体の公費で運営されていますが、医療費の国庫負担を45%から38.5%へ削減したため、国保税の引き上げが繰り返し行われ、保険税が高くなり、滞納者が増えています。

保険税滞納者には、短期保険証や、窓口で一旦医療費の全額を払う資格証明書を発行していますが、受診抑制にもつながり、重症化を招くものです。社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした国民健康保険法第1条の原則に立って、保険証の取り上げはやめるべきです。

国民健康保険財政を確立するために、政府に対し、国庫負担をもとに戻させること、また、他の自治体で行っている一般会計から繰り入れをすべきです。さらに、健康診査受診率向上や生活習慣病の発生予防・改善の保健指導等で、医療費の経費を軽減することを求めます。

第28号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計についてですが、昨年、介護保険制度が改悪され、高い保険料や利用料を払っているにもかかわらず、生活援助の時間が、1時間から45分に短縮されるなどしました。

その結果、ヘルパーが忙しそうにしているので、声をかけられないという利用者や、利

用者と話ができないため、変化を見逃さないか不安とのヘルパーの声もあります。また、今まで、ヘルパーと一緒に買い物や調理をしていたが、時間が短くなり、ヘルパーに任せようになったなど、自立支援そのものに逆行する事態も生じています。

特別養護老人ホームの入所待機者は200人に上り、二、三年待ちが当たり前になっています。高い保険料や施設不足、サービスの縮小など多くの問題を抱えています。誰もが安心して利用できる介護保険制度に改善すべきです。

第29号議案平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計予算についてですが、後期高齢者医療は、病気にかかりやすく、治療に時間のかかる後期高齢者を健康保険や国民保険からはずし、別枠の医療保険にしたものです。保険料の際限ない値上げや差別医療を生みだす後期高齢者医療は廃止し、もとの老人保険に戻すべきです。

以上3件については、反対討論です。

第31号議案平成25年度中間市病院事業会計予算については、意見を付して賛成いたします。

自治体病院の経営状況が悪くなっていった要因は、医師不足による患者数の減少や、診療報酬のマイナス改定による医業収益の悪化、地方財政の悪化などが上げられます。中間市立病院は、市民の命と健康を守る地域医療の中核となる病院としての役割を果たし、経営の健全化にも取り組むことを求めるものです。また、公立病院は、いつ発生するか予想できない災害時の緊急医療の拠点として堅持すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

はい、ほかございませんか。はい、植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

いわゆる相撲道場の修正案に反対いたします。理由は、先ほど佐々木議員が述べられたとおりですが、それに加え、この修正案の採決は無記名で行われるということからであります。それで、一応反対いたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、ほかございませんか。はい、草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

第22号議案一般会計予算の修正案に対しての賛成討論を行います。

相撲道場建設に対して、反対についての理由を一つ一つ申し述べる必要もないと思います。

事前の予算説明の際に、相撲道場建設に当たっての説明として、まず、昨年10月に、体育協会主催において、中間北中にて開催をした相撲大会が、三十数名の参加者にて大盛況であったと。

そして、本年2月初旬であります。先月のことであります。相撲道場建設の要望が提出

をされたと。それに対して、本市としては、青少年の健全育成を目的に、5,000万円の予算で25年度予算案に上程をされた。

これだけの説明で、議会の承認が得られるというふうに執行部のほうは思ってたっしやるのかなと。私からすれば、議会軽視にしか思えません。私は、この件、一般質問で取り上げさせていただき、質問をいたしました。全ての答弁において理解、そして納得できるものはございませんでした。ましてや、予算を上程される前の段階であります教育委員会での採決においても、教育長以外の4名の教育委員さん、全ての方が否決された事案であります。教育委員さんたちの採決結果は、非常に重いものだと考えております。この相撲道場建設の事案自体が、上程されるべきではなかったと痛感をいたします。

相撲道場建設については、全てを白紙に戻すべきであり、どうしても、予算提出を考えるのであれば、再度、予算案、そして市民からの要望度、また、必要性、緊急度、利用率等、全てにおいて熟考して、必要と思われる数値を全て調査し、そろえて、市民の納得を得てから実行に移すべきだと考えております。急いで建設する必要は全くないものと考えます。よって、相撲道場に要する経費をゼロ査定とする減額修正案に賛成をいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

これにて、討論を終結いたします。これより第22号議案から第31号議案までの新年度予算10件を、順次採決いたします。

議題のうち、まず、第22号議案平成25年度中間市一般会計予算を採決いたします。本案に対する各委員長の報告は、総合政策委員会は修正可決、市民厚生委員会、産業消防委員会は原案可決であります。

まず、総合政策委員会の修正案について採決をいたします。この採決は、議会運営委員会において、無記名投票で採決することで決しておりますので、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（片岡 誠二君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（片岡 誠二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（片岡 誠二君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。修正案に賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、「否」とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宮下 寛議員  | 2 番  | 青木 孝子議員 |
| 3 番  | 田口 澄雄議員 | 4 番  | 佐々木晴一議員 |
| 5 番  | 植本 種實議員 | 6 番  | 中野 勝寛議員 |
| 8 番  | 堀田 英雄議員 | 9 番  | 山本 慎悟議員 |
| 10 番 | 掛田るみ子議員 | 11 番 | 草場 満彦議員 |
| 12 番 | 中尾 淳子議員 | 13 番 | 安田 明美議員 |
| 14 番 | 藤本 利彦議員 | 15 番 | 原田 隆博議員 |
| 16 番 | 古野 嘉久議員 | 17 番 | 下川 俊秀議員 |
| 18 番 | 米満 一彦議員 | 19 番 | 井上 太一議員 |

○議長（片岡 誠二君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（片岡 誠二君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口澄雄君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（片岡 誠二君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 11 票、反対 7 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、総合政策委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。修正議決した部分を除く原案について賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、本案は修正可決されました。

次に、第 23 号議案平成 25 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、第 23 号議案は、原案のとおりに可決されました。

次に、第 24 号議案平成 25 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は、委員長の報告のとおりに可決することに決しました。

次に、第 25 号議案、平成 25 年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は、委員長の報告のとおりに可決することに決しました。

次に、第 26 号議案平成 25 年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は、委員長の報告のとおりに可決すること

に決しました。

次に、第２７号議案平成２５年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第２７号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第２８号議案平成２５年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、第２８号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第２９号議案平成２５年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、第２９号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第３０号議案平成２５年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、第３０号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第３１号議案平成２５年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第３１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第11、議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。これより議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 意見書案第1号

## 日程第13. 意見書案第2号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第12、意見書案第1号及び日程第13、意見書案第2号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書案の趣旨説明を行います。

脳脊髄液減少症とは、交通事故などがきっかけで、髄液が漏れ、頭痛やめまいなどさま

ざまな症状を起こす疾病で、全国約1万人の患者がいると推計されています。

昨年、患者自身の血液を注入し、髄液が漏れている部分を塞ぐ硬膜外自家注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として認められました。しかし、先進医療として治療を受けられるのは、診断基準を満たした症例のみで、約2割の患者しか対象にならないという厳しい現状があります。

そこで、次の4項目の早期実現を国に求めるものです。

1、ブラッドパッチ療法の治療基準の確立と平成26年度の保険適用、2、診断・治療の確立に関する研究を継続し、診療ガイドラインの作成と子どもに特化した研究及び周辺疾病の解明、3、実態調査と相談支援体制の確立、4、ブラッドパッチ療法に関する先進医療の認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

続きまして、中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

政府が目指している強い経済を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、中小企業の再生及び活性化は急務であります。

昨年8月に施行された中小企業経営強化支援法では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関と位置づけ、経営支援体制を構築するとしております。中小企業の経営改善のための支援体制と地域の金融機関による支援体制の強化の推進に向け、次の事項について、早急な対策を講じるよう政府に求めるものです。

一つ、全国的な中小企業ネットワーク及び認定支援機関の整備を図るなど支援体制の充実、周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

一つ、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、意見書案2件の趣旨説明を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありますか。はい、田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

意見書案第2号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書案に対して、日本共産党中間市議団を代表して討論をいたします。

日本には、約421万社の企業がありますが、このうち中小企業は420万社、全企業に占める割合は99.7%です。このうち、常用雇用者20人以下の小規模企業が366万社、全企業の87%もあります。

中小企業は雇用の面でも大きな比重を占めます。約7割の労働者は、中小企業で働いています。文字通り中小企業の浮沈は、我が国の経済の動向を左右する大問題であります。

ところで、中小企業を取り巻く環境は、意見書案ご指摘のとおり、大変な状況です。2005年以降の6年間の営業利益の結果を見ますと、資本金1,000万円以上1億円以下の事業所で、約28%減、また、これが資本金1,000万円以下の零細企業では、約87%の減となり、まさに危機的な状況となっています。

政府は、2009年12月に、リーマンショック後の対応として、中小企業救済のための金融円滑化法の施行によって、金融的支援面から、困窮する中小企業に対して貸付条件の変更等を金融機関に応じるよう義務づけ、一定の成果を上げてきました。

例えば、この間の利用件数は、343万7,155件、債権額にして95兆7,391億円にも上ります。あまりの需要の多さから、2回にわたる延長をしてみましたが、安部政権の発足後、これが直ちに打ち切りが決定をされ、この3月いっぱい終了いたします。この制度の主な利用者は、中小企業の約1割の30万から40万社とされています。また、申請された件数の9割以上が実行されるという非常に効果的な制度でした。

全国的には、新潟県のように、国の制度打ち切りを前提として、県独自に、金融円滑化資金の創設で、この難局に対応している県もあります。福岡県にも求めたいところであります。

また、本意見書では、金融支援だけでは不十分でとうたっていますが、それは今までの金融支援が継続してこそ言える言葉ではないでしょうか。実際には、これを打ち切ることによって、中小企業の金融は支援策を欠くことになり、このデフレ不況下での中で大変な事態が予測されます。

そして、来年4月からは、消費税の5%から8%への増税、そして、再来年の10月からは、8%から10%への増税がなされようとしています。

日本商工会議所の調べでは、売上高5,000万円以下の企業では、消費税が増税された場合、販売価格に一部でも転嫁をできない企業は約7割にも達します。また、全く転嫁できない企業は3割にも達します。事業者の中には、消費税の引き上げと同時に廃業をせざるを得ないとの声も数多く聞かれます。

本意見書案では、中小企業に対する経営支援体制の強化を求めています。このことについては賛成ですが、中小企業が潰れてしまっただけでは何にもなりません。経営支援と同時に、引き続き金融支援も強化するよう、県や国に求めるものです。とりわけ、金融円滑化法の

延長か再復活を求めるものです。

以上の意見を付しまして、本意見書案への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第1号ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14．意見書案第3号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第14、意見書案第3号垂直離着陸機オスプレイ（MV22、CV22）の配備をやめ、また新たな配備の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

意見書案第3号垂直離着陸機オスプレイ（MV22、CV22）の配備をやめ、また新たな配備の中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

今、予定をされているオスプレイMV22、CV22の配備計画は、沖縄に既に配備をされているMV22、12機に続いて、7月にはさらに同型のMV22、12機の追加配備、そして、空軍専用オスプレイCV22、8機の嘉手納空軍基地への新たな配備計画です。

先の3月6日から8日にかけて、岩国基地を拠点とする低空飛行訓練が四国と紀伊半島上空のオレンジルートで行われました。これは当初、九州のイエロールートでの訓練予定

でしたが、自衛隊の射撃訓練との関係で、急遽オレンジルートに変更されたためです。そして、何の連絡もなしに、急遽変更をされたため、四国各県や飛行ルート下の自治体では、猛烈な抗議の声が発せられました。また、この訓練は、今後日本全体に広げられる予定のようで、キャンプ富士を抱える山梨県富士吉田市長のように、仮に、市の上空を通過するという連絡があった場合は阻止するとの発言まで出されています。

日本全体では、23県で、県自体が監視する体制を整えるまでになっていますし、中間市の近隣では、行橋市議会が低空飛行訓練に反対する決議を賛成多数で可決をしています。受け入れ基地を持つ山口県知事や岩国市長からも遺憾の声が発せられていますし、オスプレイの配備済みの沖縄県では、41の全ての市長村長や市町村議会議員、あるいは県会議員の署名で、文字通りのオール沖縄の声として、首相宛ての建白書も提出をされ、国民主権国家日本のあり方を問うところまで、政府に迫っています。このオスプレイの配備に関しては、国内では、保守革新の立場を超えて、国民的レベルで危惧と怒りの声が沸き起きている状況です。

このオスプレイは欠陥機です。アメリカでも、大統領や国防長官も開発計画に反対し、一時、製造計画が中止に追い込まれた経緯もあります。結局は、軍産複合体の巻き返して製造に踏み切ったのですが、余りの危険性から訓練そのものが規制をされている地域もあります。

しかし、その点で日本は、日米合意に違反しての飛行を繰り返しても、政府は何の抗議もせず、米軍の違法訓練がまかり通っています。このような危険な状態を、これ以上続けることは許されません。また、米軍自体が、日本の自衛隊専用区域まで、何の許可もとらず勝手に使用し訓練をしている実態ですから、日本国中、このオスプレイはどこに落ちてもおかしくない状況です。私たちは、こんな欠陥機を、これ以上私たちの頭上に飛ばし続けることには大反対です。早急な配備の中止と撤去を求めます。

以上で提案理由を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。これより意見書案第3号垂直離着陸機オスプレイ（MV 2 2、CV 2 2）の配備をやめ、また新たな配備の中止を求める意見書を起立により採決します。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

起立少数であります。よって、意見書案第3号は原案否決されました。

---

#### 日程第15. 意見書案第4号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第15、意見書案第4号「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書案の提案説明をいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から2年が過ぎましたが、収束のめどが立たず、いまだに16万人が避難生活を余儀なくされています。3月10日には、全国各地で原発事故を風化させてはならない、「さようなら原発集会」が開催されました。

政府は原発事故の収束宣言をしましたが、3月18日、福島第一原発で、使用済み核燃料の貯蔵プールの冷却システムなどが、停電によって停止するトラブルが起きました。

今回の停電では、復旧するまでに、最も大量の使用済み核燃料が貯蔵されていた4号機のプールは、6度も水温が上昇しています。停電発生から全て回復するまで29時間もかかっていますが、時間がもっとかかれば、燃料棒の破損もありました。また、核燃料がメルトダウンし、炉心が破壊したとみられる1号機から3号機では、放射線量が高く近づくとできないなどの実態を見ると、福島原発の実態が、収束とはほど遠いのは明らかです。全ての原子力発電所を直ちに廃炉にし、太陽光や風力など自然エネルギーへの転換を図るべきです。

ところで、昨年6月に成立した原子力事故子ども・被災者支援法は、被災者の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に、胎児を含む子どもへの健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被爆にかかわる医療費減免などが盛り込まれ、それらを、国の責務において推進することを定めた画期的なものです。しかし、原子力事故子ども・被災者支援法は、理念、枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲や支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化は、これからの課題となっています。

福岡県においても、原子力事故から避難してきた方々が、避難生活にかかわる様々な困

難を抱えて生活していますが、公的支援は限られています。

よって、政府に対し、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること、また、原子力事故子ども・被災者支援法に基づく各市の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずるとともに、地方自治体が行う関連施策に対しても、国が支援を行うことを求めるものです。

以上提案説明を終わります。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。次に、意見書案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16．意見書案第5号

#### 日程第17．意見書案第6号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第16、意見書案第5号及び日程第17、意見書案第6号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

意見書案第5号について、まず趣旨説明を行います。

生活保護基準の引き下げに反対し、国の責任強化を求める意見書であります。

厚生労働省の第11回社会保障審議会生活保護基準部会が昨年11月9日に開かれて、生活保護基準の引き下げに向けた検討を本格化させました。

生活保護基準は、日本国憲法第25条にある健康で文化的な最低限度の生活を保障する、

極めて重要な基準であります。基準額は住民税非課税限度額とも連動しているため、基準額が下がれば、これまで非課税だった低所得者にも課税されることにもなります。

また、国民健康保険税、介護保険料や保育料などの基準に影響し、さらには就学援助が打ち切られる世帯が生まれるなど、子育て世代にも大きな影響を及ぼし、新たな負担を生じさせることになります。

さらに、最低賃金は、生活保護基準を下回らないようにすることが、法律で定められており、基準額の引き下げは、最低賃金の引き上げにブレーキをかけるとともに、引き下げにつながりかねません。

国民の命を守る生活保護基準の引き下げは、生活保護制度を利用している人々の生活を根底から破壊するばかりでなく、格差、貧困を一層拡大させ、国民生活全般に影響を及ぼすことは必至であり、到底許されるものではありません。よって、次の項目について求めるものです。

1、生活保護基準の引き下げは行わないこと、2、生活保護事業は国の責任であることから、国の負担割合を引き上げることであります。

次に、第6号住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書についての趣旨説明を行います。

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅リフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。住宅の改善を促す機会となるとともに、地元中小業者の仕事起こしにつながり、その経済効果は、助成額の十数倍にもなっています。この制度は全国に広がり、今日では4県、491市区町村で実施され、さらに広がり続けています。

住宅リフォーム助成実施で、地元中小建設業者などの仕事が確保されることにより、新たな雇用の増加も期待できます。さらに、地元中小建設業者の経営が好転すれば、自治体の税収が増えることにもつながります。また、県内の各市町村は、築40年以上経過した住宅も多く、住宅リフォームを行うことで、耐震化や快適な居住環境を促進することにもなっていきます。

今、福岡県内では、今年度中に実施予定の自治体を加えると、約3分の1の自治体が住宅リフォーム助成制度を実施することになります。県内の住民が等しくこの制度の恩恵を享受し、本県経済の活性化を促すためにも、県の住宅リフォーム助成制度の創設が何よりも求められています。

よって、地元中小建設業者の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに、住民の住宅リフォームへの需要に応えるためにも、福岡県の住宅リフォーム助成制度の創設を強く求めるものであります。議員諸氏のご賛同をお願いをします。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

討論なしと認めます。これより意見書案2件を順次採決いたします。議題のうち、まず、意見書案第5号生活保護基準の引き下げに反対し、国の責任強化を求める意見書を起立により採決します。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(片岡 誠二君)

起立少数であります。よって、意見書案第5号は原案否決されました。

次に、意見書案第6号住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(片岡 誠二君)

起立少数であります。よって、意見書案第6号は原案否決されました。

---

## 日程第18. 議会運営委員会委員の選任

○議長(片岡 誠二君)

次に、日程第18、議会運営委員会委員の選任を行います。委員会条例第4条第3項の規定により議会運営委員の任期は平成25年4月29日までとなっております。そこで、本日、議会運営委員の選任を行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田口澄雄君、佐々木晴一君、中野勝寛君、掛田るみ子さん、原田隆博君、下川俊秀君、以上6名の諸君の指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

---

### 日程第 19. 常任委員会委員の選任

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第 19、常任委員会委員の選任を行います。委員会条例第 3 条の規定により常任委員の任期は平成 25 年 4 月 29 日までとなっております。そこで、本日、常任委員の選任を行うものであります。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により田口澄雄君、佐々木晴一君、中野勝寛君、掛田るみ子さん、古野嘉久君、下川俊秀君、以上 6 名を総合政策委員に、青木孝子さん、植本種實君、中尾淳子さん、安田明美さん、米満一彦君、井上太一君、以上 6 名を市民厚生委員に、宮下寛君、堀田英雄君、山本慎悟君、草場満彦君、藤本利彦君、原田隆博君、片岡誠二、以上 7 名を産業消防委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました、以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

---

### 日程第 20. 会議録署名議員の指名

#### ○議長（片岡 誠二君）

これより日程第 20、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第 83 条の規定により、議長において、佐々木晴一君及び古野嘉久君を指名いたします。

---

#### ○議長（片岡 誠二君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、平成 25 年第 1 回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前 11 時 35 分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            片   岡   誠   二

議 員            佐 々 木   晴   一

議 員            古   野   嘉   久